

第9回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会  
意見要旨

日 時：平成23年9月11日（日） 10：00～12：45  
場 所：美津島文化会館

<出席者> 委員：13名 事務局：4名

<内容>

- （仮称）対馬市市民基本条例（案）の意見交換会等の状況、意見集約について
  - ・ 事務局より、パブリックコメントや意見交換会、議会からの意見について説明。  
⇒ それぞれの意見を取りまとめたところ、条例（案）の修正に関わってくる意見としては“領土問題”“防衛問題”“対馬らしさの追記”“郷土愛の育成の追記”“NPO・ボランティア団体の育成”についてが挙げられ、次の議題で協議することとした。

《意見交換会に出席した委員の意見》

- ・ もう少し多い参加を予想していたが、一般の人の集まりが少なかった。意見も地区に応じたものが出るかと思っていたが、そうでもなかった。
- ・ 意見交換会に参加したそれぞれの人の意見として出たものは、パブリックコメントとしては向かないものも多かった。しかし、その人たちの意見を踏まえると、こういった条例を作るとすれば出てきた意見のひとつひとつに対しての回答が必要だと思い、意見交換会の必要性を感じた。
- ・ 地域マネージャーに対する不振を感じたことと、参加者が少ないと思った。いい意見も出たが、論議できる意見とそうでない意見があった。論議することも必要だと思った。
- ・ 意見交換会で出た意見に、地域差が出てこなかった。意見が出ないときもあったが、そのときは意見が出るように誘発するような方向に持っていけばよいと思った。
- ・ 上県会場で個別に聞いた意見だが、高齢者だけが集まって話せる場が欲しいと言われた。韓国の田舎の方には東屋みたいなものがあり、そこに自然と集まって話をする習慣があるということで、そういった場がほしいとのことだった。
- ・ 会場で説明をした後に、急に意見を求めても何を聞けばよいのか分からず困っている人が多かった。もっと小規模な集会を行い、その中で説明すれば意見も出るのではないか。
- ・ 上県会場に参加した。出身でもあるため、席を追加で用意しなければならないほど参加者が多かったのが嬉しかった。意見はさほど辛辣なものはないように思う。意見集約の方法として、付箋紙に書いたものを回収して発表するという手法はよかったと思う。
- ・ どうしても対馬の中の一部のことだけに目が行くのを変えるのは難しいが、そういう条例作りが必要だと思った。地域マネージャー制度をもっと活用していければいいと思う。
- ・ 考え方がそれぞれ違うが、意見交換会を行ったことにより、一定の目的は達成できたのではないか。

- ・ 条例の中身や情報を知らない人が多すぎる。一層の周知ができ、いい方法があればよいと思う。
- ・ 意見交換会を通じ、この条例が自分たちで作りに上げていくものだという意識が更に高まった。ただ、いきなり資料を渡して説明しても理解しづらいのかなと思う。冒頭の加留部委員長の挨拶を聞き、危機感を持った人とそうでない人の格差を感じた。地域マネージャー制度をうまく利用し、うまく周知がはかれないものかと思う。
- ・ 対馬の人は元々集まりが悪い。地域マネージャー制度では人づくり・まちづくりをしようとしている。今後は、NPOやボランティア団体等とのつながりをもっと持ち、それぞれが人づくりと心の成長をしていかなければならない。対馬はひとつではないといつまでも考えているようでは、いつまでたっても駄目だと思う。地域マネージャーを活用し、持っている情報をもっと活用して欲しい。
- ・ 地域によって集まり方に差があることを感じた。人が集まることにより、何らかの意見が出てくる。そうやって話し合い、他の人の意見を聞くことから、皆で決めていくことが重要である。

○ (仮称) 対馬市市民基本条例(案)の修正(案)について

- ・ 事務局より、意見交換会等を終えて修正を検討したい箇所や語句の修正箇所について説明。

《前文》 前文を“である”調へ修正することについて

“領土問題”“防衛問題”を入れるかどうか

- ・ 本文を“である”調へ修正することについて、条項ごとが“である”調なので問題ないのではないか。
- ・ 前文に“領土問題”“防衛問題”を入れることについてだが、まちづくりの理論を定めた条例であるため、その問題を入れ込むのはどうかと思う。取り組むとすれば国レベルのことであり、そぐわないのではないか。
- ・ ワーキング部会の意見でも、入れない方向でとなっていたため、その意見を尊重してはどうか。
- ・ “私たちの島、対馬”と前文の最初に書いているため、あえて必要ないと思う。
- ・ 市民側からすれば、そういった意見が出てくるのも仕方ないかもしれないが、あえて明文化する必要まではないと思う。
- ・ 外交として取り扱うのであれば、入れられないこともない。入れるとすれば、文中に『日本の』と入れる程度でしかないと思う。
  - ⇒ 前文は“である”調へ変更し、“領土問題”“防衛問題”については条文等には入れない。

《第2条(定義)》 (1)市民の定義の修正、(7)行政評価・(8)個人情報の一部削除

- ・ “市民”の定義が、6月に議会へ説明した際に『分かりにくい』といわれた。分かりやすい形に修正しており、広く解釈できればよいと思う。(7)行政評価と(8)個人情報については、

定義の項目自体が多く、削ったほうがよいのではとも意見が出たが、事務局としては定義はしっかり定めたかったため、簡略化できるもののみを簡略化した。

⇒ 修正（案）のとおり決定した。

#### 《第6条（市民の権利）・第8条（青少年及び子どもの育成）》

第6条第4項を第8条第2項へ定め、第8条中の“子ども”を“青少年及び子ども”と修正することについて

- ・ 議会からの意見として、『子どもは20歳以下なのか。18歳・19歳が子どもなのか』という意見が出た。その意見を踏まえ、年齢を表記せずに子どもの表現ができないかと思い、表示方法を変えた。

- ・ それぞれの年齢でのまちづくりへの参加とは何か。

⇒ 実際の年齢に応じたまちづくりへの参加ということであり、学校活動も含めた活動と考えればよい。

- ・ “子ども”の書き方だが、“こども”“子ども”“子供”とあるが、どう違うのか。

⇒ 最近では“子供”とは書かない。“供”がお供え物から来ているという説があり、余計な判断を含まないことから、“子ども”という表示が増えている。

- ・ “子ども”と“青少年”では“子ども”が先なのか“青少年”が先なのか。また、“安心、安全”とあるが“安心”が先なのか、“安全”が先なのか。

⇒ “子ども”と“青少年”では“青少年”が先になる。“安心”と“安全”は調べてから後日回答する。

⇒ 修正（案）のとおり決定した。

#### 《第9条（地域コミュニティ等の育成）》 NPO法人等を追加するかどうかについて

- ・ 地域コミュニティの後に“等”を入れるということは、法人でなくてもよいのか。

⇒ 法人格の有無には関わらないという解釈をしている。

- ・ 第9条第1項内の（以下「地域コミュニティ」という。）は、地域コミュニティ等ではないのか。

⇒ 地域コミュニティとNPO法人等をあわせて、“～等”とつけている。

⇒ 第2項、第3項の“地域コミュニティ等”を“地域コミュニティ及びNPO法人等”へ修正する。

#### 《第18条（行財政改革）》 この項目を追加するかどうかについて

- ・ この条文を追加することについて、問題はないのか。

⇒ 追加することについて、問題はない。あえて入れることにより、強調するという意味合いがある。

- ・ 他自治体は、この項目を入れてない自治体がほとんどであるが、必要なのではないかとと思われる。

- ・ 市民・議会・行政が平等の立場だとすれば、対馬にとっては大切なことであり、永遠の課題でもある。市民と行政が取り組んでいくためには必要な項目ではないか。

- ・ 政治家は政治を派手にやりたがる。その結果として経費が嵩み、市債が増えていく。これ

までの反省、歯止めとして定める必要があると思う。

⇒ 修正（案）のとおり追加する。

《第21条（危機管理）》 防衛問題を追加するかどうかについて

⇒ 防衛問題については、追加しない。

《第30条（住民投票）》

選挙権について追記し、“市民”を“住民”へ修正することについて

⇒ 修正（案）のとおり変更する。

《第31条（対馬らしさの追求）》 具体的に表記するかどうかについて

- ・ パブリックコメントの意見のように新しく設けることはせず、部分的に追加すればいいのではないか。“地理的、歴史的な”を“自然環境、地理的、歴史的な”とすればどうか。今、自然が一番問題になっている。環境王国の認定やツシマヤマネコの保全、海や川の保全のこともあり、自然を大事にしていこうという動きがある。行政としてはEM菌の取り組みもあるし、加えればどうかと思う。
- ・ ワーキング部会が、現行（案）のままにしよう判断した理由は何か。  
⇒ “対馬らしさ”はそれぞれの判断がある。入れることにより、偏りが生じるのではないかとの意見があった。他の個別の条例があるので、その中で制度として定めたほうがより具体的なのではないかと判断し、現行（案）のままにしようという結論になった。
- ・ 前文の趣旨を読み取り、具体的な事項はそれぞれの条例で定めると理解できないか。
- ・ 他の条例でどのように内容として取り入れられるか、で大きく異なってくる。その内容によっては、この条文内へ入れるべきではないかと思う。
- ・ あえて入れるとすれば、対馬の“自然と風土の”としてはどうだろうか。“自然環境”と“保全”という言葉を用いると、限定的になるのではないか。
- ・ 対馬らしさとすれば、自然・歴史・民族・環境が上げられる。これらを入れた方がよいと思う。環境条例では今の状況について、森林づくり条例では林業などの産業を取り上げており、対馬らしさは挙がってこない。だから、この条例で定めるべきだと思う。
- ・ 今の意見はミクロ的な発想である。他2条例は直接は定めていなくても、マクロ的に取り扱っていると解釈されるはずだ。
- ・ 対馬らしさを考えれば、自然が挙げられるが、条文内に入れるとしても“自然的”とは通常使わない。
- ・ “自然風土の”と入れることで、対馬らしさにそれが組み入れられたという理解はできないか。
- ・ 前文の“このような風土から育まれた”という部分から考えれば、上の提案でよいと思う。
- ・ そう考えれば、前文に入っているのも、不要ではないかと思う。
- ・ 意見交換会后、参加した知人と話す機会があったが、やはり条例ということもあり、取っつきにくいという感想を聞いた。市民に親しみやすさをと考えると、やわらかい表現のものも必要ではないかと思う。
- ・ 入れることにより、より具体的に分かりやすくなると思う。

- ・ もしそれらを入れるとすれば、自然・風土とは何かを別途定めなくてはならないのではないかな。
- ・ そこまで定めず、市民基本条例としての大まかな考え方として考えればよいのではないかな。
- ・ 具体的にそれは何か、ではなく、ソフトな面として考えていけばいいと思う。
- ・ 提案に反対というわけではない。事務局やワーキング部会での検討結果を踏まえてそう思っただけであり、いい語句があれば入れられればよいと思う。
- ・ 提案のあった語句を入れることにより、全て網羅できるのではないかなと思う。ただし、入れることにより他の語句とかぶった表現にならないかな。
- ・ ここでではなく、“対馬らしさ”を解説書で説明する手段もあると思われる。
- ・ パブリックコメントで出た意見を見ると、確かに素晴らしい意見だと思った。最初の条例（案）の中には、対馬らしさには“国際交流の推進”と“自然環境との共生によるまちづくり”を入れていた。検討の経緯が分からないので、余計にこの条文が抽象的に思え、こういった意見が出たのではないかな、と思う。
- ・ “自然”“風土”か“自然”を入れればよいと思う。“地理的、歴史的”という表現では人間の歴史が始まってからでしかないなので、入れることによりそれ以前のことも網羅できると思う。
- ・ “地理的、歴史的”とは、人間が生まれてからのことなのか。語句を追加することにより、内容が重複しては大変なので、追加しない方がよいと思う。

⇒ 最終的に議論が平行線となり結論がまとまらなかったため、挙手により採決を行った。

現行（案）のとおり：6、“自然”等追加する：5、棄権：1

以上により、現行（案）のとおりとする。ただし、解説書にて対馬らしさについては詳しく書くこととし、各検討委員についてもこの議論の経緯を十分に理解し、市民から尋ねられたときは、どうしてこうなったのか答えられるようにしておいてほしい。

《その他》

- ・ この条例が施行されることにより、他の既存の条例に影響されることはないか（この条例の趣旨とあわずに修正が必要なものが出てこないかな等）。
- ⇒ この条例が施行されれば、最上位の条例となるため、この条例に相反するものがあればそちらを修正してもらおうということになると思う。あくまで、全ての条例についての基本的な考え方を定めるものであるため、見直す必要は出てくるとと思われる。
- ・ パブリックコメントの回答についてはどのようにするのか。
- ⇒ 9月29日の検討委員会で条例検討を終わる予定であり、その際に回答内容を示したい。その後、回答内容を市報等で公表していきたいと考えている。
- ・ 議員あるいは会派が行う報告会を実施することを義務付けるという意見が出ていたが、それはこの条例の中には入れるべきではないと思う。また、そのような細かい事項については、議会基本条例等で明記していくべきと考える。

○ 条例名募集結果及び採択候補の選定について

⇒ 各検討委員で選定し、次回検討委員会の出欠報告の際に、選んだ候補について3つ程度報告してもらおう。

《まとめ》

次回検討委員会は、9月29日（木）午前10時から豊玉町保健センターで開催する。議題としては、パブリックコメントの回答整理、条例名の決定、条例（案）の最終決定の3つとなることを確認し、第9回検討委員会を終了した。